

■基本原則 1. 自律性の確保

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

■遵守原則

1-1	会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。
-----	---

■重点事項

1-1	会員法人は、事業に関する中長期的な計画又は事業計画等（以下「中期計画等」という）の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。
-----	--

■実施項目

	実施項目	遵守状況
1-1-A1	中期計画等の策定にあたり、中期計画等に関する機関又は部署、執行管理者等の実行主体、原則として5年以上の計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。	常任理事会の下に中長期計画検討委員会を設置し、委員会において計画期間、内容、意見聴取方法等について検討し、評議員会を経て理事会の承認を得て策定している。
1-1-A2	中期計画等の策定に際し、法令に従って認証評価の結果を踏まえるとともに、直前の中期計画等に加え、学部等の中期計画があれば、それらとの関連性を明らかにする。	次期計画の策定に当たり、認証評価の結果を踏まえ、現行計画の残された課題を示し、新計画との接続を明らかにしている。
1-1-A3	中期計画等に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。	教学、人事、施設、財務等について盛り込んだ計画となっている。
1-1-A4	中期計画等に政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込み、実施スケジュールを含む具体的なアクションプランを明確にする。	中期計画等に求める職員像を盛り込み策定している。これに基づき、職員の採用や研修に反映している。
1-1-A5	中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。	予算編成方針を作成するに当たり、経常費と中長期事業費を一体管理する方法を採用しており、財務的な担保ができています。また中長期的な施設整備事業など予算編成に影響の大きい案件を明示し、収支見通しを示している。
1-1-A6	中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等の進捗管理を行い、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。	アクションプラン最終年の達成目標に向けた各年次の取組状況を毎年度総括し、PDCAサイクルにより、進捗管理をしている。その内容については理事会に報告をしている。また、中期計画等の内容、進捗管理については、年度末にPDCAサイクルに基づき、進捗管理の上、各会議で説明をしている。その状況は、学内グループウェアに掲載し、全教職員で共有している。
1-1-A7	外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、理事会はすみやかに評議員会に諮問し、修正を行えるようにする。	変更が必要な場合は、評議員会を経て、理事会で決定する。これまでも外部環境の変化に対応し、中期計画等の変更を行っている。
1-1-A8	中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公開する。	進捗状況については、単年度事業報告書に記載しており、ホームページで公開している。
1-1-B1	中期計画等の内容について、その適法性及び倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても評価し、十分な説明及び十分な資料に基づき、教職員、評議員会等の意見を聴取したうえで最終決定を行う。	策定に当たり、検討委員会でリスクについて十分検討し、評議員会、理事会で審議・承認を得ている。

■遵守原則

1-2	会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。
-----	---

■重点事項

1-2-1	会員法人は、自主性・独立性を確保するために、執行と監視・監督の役割を明確化し、それぞれが有効に機能するようにする。
-------	---

■実施項目

	実施項目	遵守状況
1-2-1-A1	理事長、代表業務執行理事、業務執行理事（以下、「理事長等」という）の業務執行範囲を明確化する。	寄附行為及び常任理事会規則において理事長及び常任理事（業務執行理事）を定め、業務執行範囲を明確化している。
1-2-1-A2	政策を策定、管理する者が理事でない場合、当該役割を担う役職の任命、解嘱に至る過程を明確化する。	名古屋学院大学副学長選任規程で、理事ではない副学長の選任方法（学長が指名し、理事会で選任）と職務及び任期を定めている。
1-2-1-A3	理事会及び評議員会等の議決事項を明確化する。	寄附行為及び理事会運営規則により、両機関の議決事項を明確に定めている。評議員会の招集及び議決事項については、理事会で決議している。
1-2-1-A4	理事会から理事長又は理事へ委任する事項を明確化する。	寄附行為により、理事会が理事長および理事へ委任する事項を定めている。
1-2-1-A5	理事長等の解職手続き及び役付理事が理事としての担当業務を変更する手続きを明確化する。	寄附行為において理事長及び常任理事（業務執行理事）の解職について明確にしている。
1-2-1-A6	規程化する等の方法により、政策を策定、管理する責任者（理事長、理事その他の部門長等）の権限と責任を明確化する。	権限、責任については寄附行為、事務分掌規程、事務局役職者規程、稟議規程において規定し、明確化している。
1-2-1-A7	法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職者及び教職員に周知徹底し、法令等の遵守の実効性を確保する。	事業活動に関する法令と遵守事項について周知に努めている。法の制定・改正に関する公文書に関係部署を通じて教職員に配付し、周知を図り、法令等の遵守の実効性を確保している。
1-2-1-B1	教学組織と法人組織の役割・権限を明確化し、構成員に周知する。	法人は寄附行為、教学は大学協議会規程、教授会規程他、各種規程で定められており、役割責任が明確化されている。事務職員は一部、法人事務と教学事務を兼ねている。

■重点事項

1-2-2	会員法人は、自主性・独立性を確保するために、建設的な協働と相互けん制が有効に機能する体制を確立する。
-------	--

■実施項目

	実施項目	遵守状況
1-2-2-A1	理事会、監事及び評議員会等のガバナンス機関において、法令で定められた事項を遵守したうえで、定数、構成等を工夫することにより、機関内及び機関間の有効な相互けん制が働くような仕組みを構築する。	私立学校法に基づき、寄附行為において理事会、監事、評議員会の役割を明確化しており、相互の牽制機能が働いている。
1-2-2-B1	理事及び評議員の双方が出席する合同懇談会等を開催するなどして、積極的に意見交換し、両機関が建設的に協力して法人運営を行う仕組みを構築する。	常任理事は、毎回、評議員会に出席していることに加え、役員教職員合同懇親会、役員評議員懇親会や役員等の改選期に懇親会をそれぞれ開催しており、積極的な意見交換の場を設定している。
1-2-2-B2	理事、理事会及び監事が建設的な協働と相互けん制を行えるよう、理事長や特定のステークホルダーから独立して理事、監事及び評議員が意見を述べられるか、監視に必要な正しい情報を適時・適切に得られるようになっているか、理事長及び内部監査室又はこれに相当する業務を担当する部署等（以下、内部監査室等）との間で適時・適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか等を定期的に点検する。	理事、監事及び評議員は、独立して発言する機会が与えられており、情報は常に共有される仕組みになっている。理事長は、監査室から監査結果や改善状況の報告を適時受けており意思疎通は図られている。監事は、毎年理事長等に主な成果と検討を要する事項を監事意見として提出しており、理事長等はその対応を監事に回答している。

■基本原則 2. 公共性の確保

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

■遵守原則

2-1	会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。
-----	---

■重点事項

2-1	会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。
-----	---

■実施項目

	実施項目	遵守状況
2-1-A1	会員法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、法人、大学、学部・学科及び研究科等の毎会計年度ごとの事業計画、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。	中長期計画、アクションプラン、それに基づいた単年度事業計画において、達成目標を定めて、明確化している。
2-1-A2	達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。	教職員に対しては各会議で説明し、学外的にはホームページで公表している。
2-1-A3	会員法人の中期計画等、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源（ヒト、モノ、カネ）が、著しく非効率とならないよう、経営資源の効率的な配分に係る基本方針を明確にする。	毎年度、理事長、学長、学部長他で構成する予算会議で予算編成方針を策定し、重点施策、中長期計画事業を推進する予算枠を設けて、経営資源を効率的に配分するようにしている。
2-1-A4	「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。	両方針について、毎年度、学部等の各部門での取り組み目標を策定し、点検、改善を行い、実質化を図っている。教学改革推進会議が全体を統括している。
2-1-A5	「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。	毎年度、学部等の各部門での取り組み目標を策定し、点検、改善を行い、実質化を図っている。教学改革推進会議が全体を統括している。
2-1-B1	内部質保証システムを構築し、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、外部評価者の点検・評価を受けるなどの方法によって、継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、必要に応じて外部評価者や学生からの意見聴取を行い、絶えず改善・向上に取り組むようにする。	学長及び教学執行職を中心とした内部質保証に係る教学マネジメント体制を確立し、教学改革推進会議で点検している。外部識者等の意見を聴取して評価してもらっている。
2-1-B2	自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果、FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動並びに学習成果の可視化及びアンケート調査等を含むIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。	教学改革推進会議のもとに設置される教学IR委員会により、教学に係る情報の収集等を行っている。企業によるアンケートや卒業生アンケートを実施するなど、客観的データの収集に努め、データに基づいた教育改善に結びつけている。
2-1-B3	リカレント教育の諸施策について、その方針及び計画を明確化する。	社会人教育を中心とした大学院を設置しており、明確な方針、計画のもと実施している。
2-1-B4	留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針及び受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。	国際交流に関する方針を策定している。国際センターを設置し、国際交流を促進し本学の教育・研究の充実を図るとともに、留学生別科を設置しており、日本研究を目指す者（交換留学生等）や日本の大学・大学院へ進学を希望する者に対して日本語、日本事情を教授している。

■遵守原則

2-2	会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。
-----	---

■重点事項

2-2	会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。
-----	---

■実施項目

	実施項目	遵守状況
2-2-A1	社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。	社会連携・社会貢献に関する方針を策定している。
2-2-A2	社会・地域との連携を支援する体制又は仕組を整備する。	社会連携センターを設置し、社会、地域との連携を支援する体制を整備している。

2-2-A3	研究インテグリティを踏まえた研究活動を支援する仕組みを整備する。	関連規程等を設置し体制整備を行っている。関連規程等としては、オープンアクセスポリシー、研究データポリシー、安全保障輸出管理規程、利益相反マネジメント規程、競争的研究費等取扱規程（不正防止計画推進体制）等がある。
2-2-B1	地域社会、自治体等の行政機関や企業との対話等を通じて、ステークホルダーとの信頼関係の醸成に努める。	名古屋市、名古屋市熱田区、瀬戸市、多治見市や企業と連携協定を締結し、地域活性化や課題解決に取り組んでいる。
2-2-B2	公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。	定期的に公開講座、講演会を開催している。市民講座「シティカレッジ」を生涯学習の場として開催している。
2-2-B3	社会・地域貢献に係る学内の自主的な取組を把握し、全学的な取組として展開する。	社会連携センターが学内の諸活動を把握し、全学的な取り組みを展開している。教員個別の行政とのかかわりは学長室が把握している。
2-2-B4	組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。	社会連携センター規程に基づき、社会連携センターがボランティア活動を支援している。

■基本原則 3. 信頼性・透明性の確保

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

■遵守原則

3-1	会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。
-----	--

■重点事項

3-1-1	会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事の独立性を確保し、監事の支援体制を整備したうえで、必要に応じて改善を行い、監視・監督機能の強化を図る。
-------	--

■実施項目

	実施項目	遵守状況
3-1-1-A1	『監事監査ガイドライン（私大連監事会議）』等を参考に、監事監査規程（必要に応じて監事監査基準）を策定する。	監事監査ガイドラインを参考に、監事の監査規則を定めている。
3-1-1-A2	監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。	監事が作成する監査計画、監査報告書、監事意見書を理事会に提出し、監事監査の実効性を高めている。
3-1-1-A3	監事監査の継続性を担保及び監事の独立性を確保するために、監事全員が同時期に入れ替わらないよう監事の選任時期などを工夫する。	監査の継続性の点から、2名の監事が同時に退任しないように配慮した選任を行っている。また、独立性を確保するため、理事の任期同等以上を確保している。
3-1-1-A4	理事会、評議員会において、監事が積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。また経営に関する重要な会議等にも出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。	常勤監事は、常任理事会、理事会、評議員会、予算会議等にも出席、非常勤監事は月1回の常任理事会、理事会、評議員会にも出席しており、意見を述べている。議事録の確認、署名をしている。
3-1-1-A5	監事監査に必要な資料の提供、説明等、監事に十分な情報提供を行う。	監事は、理事会、評議員会、予算会議に出席するとともに重要な稟議書を閲覧している。また、監査室の現地監査の報告も受けており、十分な情報提供を受けている。
3-1-1-A6	監事間の連携の深化を図るべく、定期的に会議を開催する。	監事間（2名）の連携を深めるため、月2回の打合せをしている。このほか、監事と監査室の意見交換の場がある。

3-1-1-B1	常勤監事を登用するとともに、監事監査支援体制を整備する。なお常勤監事の設置が法令で求められていない場合においては、監事を3名以上にするなどの方法により常勤監事がある状況と同等の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。	常勤監事を選任している。監査室（職員2名）が監事を支援しており、支援体制が整備されている。
3-1-1-B2	監事が必要と認められた場合における、弁護士、公認会計士等の外部の専門家との連携体制を整備する。	監事の監査を実施するに当たり、監事が必要と求めた場合には、会計監査人等の専門家を活用できるように対応している。
3-1-1-B3	監事監査の継続性を担保し、監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準を明確化し、監事を選任する。	私立学校法に基づき、監事の独立性、利益相反を適切に防止できる者を選任することとしている。評議員会では理事長より選任基準を説明し、理事会で候補者を選出し、評議員会で決議している。

■重点事項

3-1-2	会員法人は、会計情報の信頼性を担保する会計監査人機能の実質化のため、会計監査人の選任過程を明確化し工夫・改善を図る。
-------	--

■実施項目

	実施項目	遵守状況
3-1-2-A1	会計監査人の選任は、監事とその議案を決定したうえで、評議員会で行う。	会計監査人の選任は、監事とその議案を決定したうえで、評議員会で行うことを寄附行為で定めている。
3-1-2-A2	会計監査人が有効に機能するために、理事長等及び監事と意見を交換できる場を設定する。	会計監査人が監査を適切に実施できるよう理事長、監事等との意見交換の機会を定期的に設けている。
3-1-2-A3	会計監査人が有効に機能するために、監事、会計監査人及び内部監査室等が協議する場を設定する。	年に3回開催している。会計監査人から監査計画、期中監査、期末監査の報告を受け、意見交換をしている。
3-1-2-A4	学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務を担当する理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。	例年11月に理事長と会計監査人との間で法人運営上の重点課題や財務上の問題点についてコミュニケーションの場を設けている。

■遵守原則

3-2	会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。
-----	---

■重点事項

3-2-1	会員法人は、理事及び学長の選任方法を開示し、学校法人の執行体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の執行体制の実質化を図る。
-------	---

■実施項目

	実施項目	遵守状況
3-2-1-A1	理事の選考手続きや推薦方法等の開示によって、理事の選解任方法の透明化を図る。	役員を選解任は、寄附行為その他の諸規則で定め、諸規則は、関係者の閲覧を可能としている。
3-2-1-A2	法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会に対して適切に報告がなされる体制を整備する。	法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼす可能性のある事項について、理事会に対して定期的に報告をしている。
3-2-1-A3	理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備する。	理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為及び文書保存規程に基づき、適切に保存及び管理している。
3-2-1-A4	不正又は誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、理事及び教職員の権限及び職責を明確にし、その権限及び職責の範囲において、法令及び寄附行為等を遵守して適切かつ効率的に職務を遂行する体制を整備する。	理事の権限及び職責については、寄附行為で規定して明確化している。教職員については、事務分掌規程、事務局役職者規程、稟議規程を定め、職位や役職等の権限を明確にしている。

3-2-1-A5	個人情報とは個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、法令を遵守した個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させる。	個人情報保護に関する規程を定め、個人情報保護に関する体制を整備している。
3-2-1-A6	理事等が、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他の損失を発生させるリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを把握する。	理事会において、事業のリスクを十分説明し、そのリスクを正しく認識できるようにしている。
3-2-1-B1	理事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、理事の報酬基準の透明化を図る。	理事の報酬は「役員及び評議員の報酬等に関する規則」に定め、教職員等関係者が閲覧可能としている。
3-2-1-B2	理事長の常勤化、理事長及び理事の利益相反及び責務相反規程の整備などの方法により、学校法人の執行体制の実質化を図る。	理事長の常勤化により執行責任の明確化と迅速な意思決定を図っている。また、理事長および理事に係る利益相反の状況を毎年度確認し、職務遂行における公正性・透明性を確保している。
3-2-1-B3	理事選任機関に理事以外のものを含めるなど構成・員数を工夫することによって、理事会及び理事からの中立性を確保する。	寄附行為及び理事選任委員会運営規則により外部人材も含めるよう中立性を確保している。
3-2-1-B4	理事の再任、重任にあたっては、ガバナンス体制の機能不全が発生していないかを評議員会・理事選任機関等でそれぞれ点検したうえで行う。	理事の再任、重任に当たり、理事会・評議員会・監事による相互牽制の体制整備がなされているとともに、理事の選任に当たっては評議員会の意見を参酌することを寄附行為に定めている。
3-2-1-B5	学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。	リスク、問題点を踏まえた議論ができるよう、十分な資料を準備している。
3-2-1-B6	職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる事態が生じないように、職務を複数の者の間で適切に分担又は分離できるように、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。	事務分掌規程、事務局役職者規程、稟議規程を定め、職位や役職等の権限を明確にしている。

重点事項

3-2-2	会員法人は、監事の選任過程の明確化、評議員の選任方法を開示し、学校法人の監視・監督体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の監視・監督体制の実質化を図る。
-------	--

実施項目

	実施項目	遵守状況
3-2-2-A1	監事の選解任過程については、法令で定められた選任機関や決議要件のみならず、その具体的な手続き等を明確化することによって、透明化を図る。	私立学校法改正に基づき、監事の選解任を評議員会決議により行う法定要件に加え、寄附行為に監事の独立性と透明性を確保している。
3-2-2-A2	評議員の選解任方法の開示によって、透明化を図る。	評議員の選解任方法を寄附行為に明確に定めている。
3-2-2-A3	評議員会が法人の運営に関し、理事会に対し適切に意見ができる仕組を整備する。	寄附行為により、評議員会が法人運営に関し理事会へ意見ができることを明記し、改正私立学校法の趣旨に沿い、相互牽制を機能させている。
3-2-2-A4	相互けん制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。	学校法人に係る三様監査の視点から、監事、会計監査人、監査室は定期的にコミュニケーションを図っている。
3-2-2-A5	会員法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程に反する事項を発見したときに、直ちに理事長等及び監事に対して報告がなされる体制を整備する。	危機管理規則を整備し、重大な損害のおそれや法令・寄附行為等の違反による社会的信頼に影響を及ぼす場合に、理事長へ報告することを方針としている。
3-2-2-B1	監事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、監事の報酬基準の透明化を図る。	役員及び評議員の報酬等に関する規則を定め、監事の報酬基準の透明化を図っている。
3-2-2-B2	監事は、評議員及び評議員会と定期的に意見を交換し、有効な監視・監督体制を整備する。	監事は評議員会に出席し、議事等において必要な意見を述べ、評議員との意見交換が可能な機会を確保している。役員・評議員懇親会を定期的に開催し、意見交換の機会としている。
3-2-2-B3	評議員の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、評議員の報酬基準の透明化を図る。	評議員の報酬は、役員及び評議員の報酬等に関する規則に定め、教職員が閲覧可能としている。
3-2-2-B4	法令及び寄附行為等の遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、評議員に対してすみやかに報告がなされる体制を整備する。	法令および寄附行為等の遵守体制の実効性を確保するため、重要な影響を及ぼし得る事項が発生した場合に、臨時の評議員会を招集する等、速やかに評議員へ報告できる体制を整備している。

■重点事項

3-2-3	会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制を確立し、必要に応じて改善を行い、内部統制の実質化を図る。
-------	---

■実施項目

	実施項目	遵守状況
3-2-3-A1	内部監査室等を設置するなど、内部チェック機能を高める。	監査室を設置している。毎年度、計画に基づき全部署の業務監査を実施、チェックを行っている。
3-2-3-A2	コンプライアンス規程・法令遵守マニュアル等を通じて、教職員に対するリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。	コンプライアンス規程により役員及び教職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進する体制を整備している。
3-2-3-A3	『内部統制システム整備の基本方針』に基づき、内部統制に関する諸規程を整備し、内部統制の運営、確認及び改善のサイクルを構築する。	学校法人名古屋学院大学内部統制システム整備の基本方針に基づき、文書取扱規程、危機管理規則、個人情報保護に関する方針、大規模地震対応消防計画、コンプライアンス規程、公益通報に関する規程、監事の監査規則等を整備し、内部統制の運営・確認・改善のサイクルを構築している。
3-2-3-A4	理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。	規程や契約書など、一般事項については監査室が助言をしているが、専門的事項については顧問契約をしている弁護士の助言を得る体制が整備されている。
3-2-3-B1	組織内の適切な内部けん制体制を整備し、より不正及び誤謬が発生しないようにする。	監査室を設置し、内部けん制体制を強化している。
3-2-3-B2	内部統制システムに関する点検を定期的に行う。	内部監査等で定期的な点検を実施している。

■重点事項

3-2-4	会員法人は、ガバナンス体制が機能不全に陥っていないかを把握するために、有効な内部通報制度を確立し、必要に応じて改善を行い、運用体制の開示を含め、内部通報の実質化を図る。
-------	--

■実施項目

	実施項目	遵守状況
3-2-4-A1	教職員等が違法又は不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、(内閣府告示第118号「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和3年8月20日)等を参考にして)部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	公益通報に関する規程を制定している。規程に基づき公益通報に係る窓口を設置するなど体制を整備している。
3-2-4-A2	公益通報を行った教職員等が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための仕組みを整備する。	公益通報者及び当該調査に協力した者に対して、公益通報等及び調査協力したことを理由に、不利益な取扱いを行わないことを「公益通報に関する規程」に定めている。
3-2-4-B1	公益通報窓口を法人内に設置するだけでなく、法人外にも設置し、公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	公益通報窓口は法人内に設置しており、法人外設置について、運用体制等の検討を深める。
3-2-4-B2	ガバナンス体制の機能不全等が発生していると判断した場合、理事、理事会及び監事は、「遵守状況報告書」の遵守状況をすみやかに、「意見不表明」に変更し、変更後、最初の評議員会等でこれを報告する。	ガバナンス体制の機能不全等により遵守状況の点検・評価ができない場合、「意見不表明」を公表した後、改めて遵守状況報告書を公表して信頼を得るための情報公開に努める。

■遵守原則

3-3	会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。
-----	---

■重点事項

3-3-1	会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度を整備し、必要に応じて改善を行い、情報公開の充実を図る。
-------	--

■実施項目

	実施項目	遵守状況
3-3-1-A1	いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように公表又は開示するかなどを規定した情報公開基準又はガイドライン等の諸規程を整備する。	学校教育法施行規則に基づき、教育情報公開に関する規程を整備し、教育情報を大学ホームページや「大学要覧」で公表している。財務情報などは法令に基づき公表している。
3-3-1-A2	公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、公表又は開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時・正確に公表又は開示することのできる体制又はシステムを整備する。	法令に定める公開事項については、総務部総務課が所管し、情報を収集し、開示している。
3-3-1-A3	法令に定められた寄附行為の内容及び財務書類並びに中期計画等との連関に留意した事業報告書の作成を通じて、その進捗状況、認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果、学外からの評価結果並びに当該学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報等について、インターネット等を通じて公表する。	各情報等について、私立学校法に基づき、事業報告書、財務書類、認証評価結果等を備え付け開示している。大学ホームページで公開している。
3-3-1-A4	内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する等の方法により、インターネット等を通じて公表する。	ガバナンスコードの遵守状況を大学ホームページに公表している。
3-3-1-B1	公開した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。	公表している情報に対する意見窓口を設置し、ホームページや「大学要覧」で明示している。

■重点事項

3-3-2	会員法人は、情報公開するにあたり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。
-------	---

■実施項目

	実施項目	遵守状況
3-3-2-A1	公開する情報の包括性、体系的性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。	年度単位で更新するもの、適宜更新するものがあるが、都度、最新の情報に更新をしている。公表データの様式は統一し、経年比較しやすいように工夫している。
3-3-2-A2	公開した情報へのアクセシビリティの向上を図る。	ホームページに「メニュー」を用意するとともに、情報公開の専用ページを用意し、閲覧しやすいように配慮している。
3-3-2-A3	情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。	ホームページでは対象者毎に情報を整理し、理解しやすいように工夫をしている。事業報告書にある財務事項についてもグラフの使用、経年の比較等を行い、理解しやすい情報公開に努めている。
3-3-2-A4	学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、当該学校法人に重要な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公開する。	傘下法人等の情報について、学校法人の監事が傘下法人の監査役となっており、重要な疑義に関する相互の情報が共有されるようになっている。
3-3-2-B1	webサイト等で情報を公開する部署とは別に、公開した情報をチェックする部署を設けるなどの方法により、公開した情報の客観的なチェック体制を構築する。	公開情報の確認は当該担当部署が中心となって実施しているほか、ホームページ等をメンテナンスする広報室が定期的に情報の更新を働きかけることで情報の正確さを確保している。
3-3-2-B2	大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。	学校法人会計制度や会計用語について解説資料を作成し、説明している。大学内の用語を可能な限りわかりやすい表現にしている。

■基本原則 4. 継続性の確保

<p>会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。</p>

■ 遵守原則

4-1	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。
-----	---

■ 重点事項

4-1	<p>会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、外部人材も有効に活用し、理事会及び監事、評議員会等の機能の実質化を図る。</p> <p>※私立学校法第38条第6項を踏まえ、役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかったとき、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。</p>
-----	--

■ 実施項目

	実施項目	遵守状況
4-1-A1	理事会、評議員会の開催にあたり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。	資料は理事会、評議員会ともに1週間前に資料を送付し、事前の情報提供はできており、議事活性化の仕組みはできている。
4-1-A2	理事、評議員の定数は学校法人の規模及び実質的な議論ができることを考慮した数とする。	学校法人の規模及び実質的な議論ができるよう、理事12名、監事2名、評議員20名と定めている。
4-1-A3	ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。	多様性を認め合い、生かしていくため、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）推進宣言を制定している。
4-1-A4	ガバナンスが有効に機能するように、会員法人内外の人材のバランスを考慮しつつ、理事及び評議員に外部人材を登用する。	外部人材については、理事は12名中6名、評議員は20名中14名であり、積極的な登用を行っている。
4-1-A5	評議員の選任に際し、多様な主体が評議員会に参画することの重要性に鑑み、学校法人の規模や特性に応じて、多様な構成とする。	評議員会の構成については、外部学識経験者、卒業生、教職員の参画による多様な構成となるよう寄附行為に定めている。
4-1-A6	外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。	理事会、評議員会で議案に関する内容だけでなく、入試や文科行政動向、学内情報等を提供している。
4-1-A7	理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	監事への研修は文部科学省や日本私立大学連盟主催の研修を案内している。理事については、必要に応じて機会を設けることとしている。
4-1-B1	理事及び評議員が過去の議事内容が確認できるなどによって、会議体において十分な議論が行えるよう支援する体制又は仕組みを整備する。	理事および評議員が十分な議論を行えるよう、申し出に応じ、総務課において過去の議事録や関連資料を確認できる。会議資料は事前に共有することで、各構成員が必要な情報を把握したうえで議論に臨める体制を構築している。
4-1-B2	政策を策定、管理する責任者（常務理事等）が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。	政策の策定者の執行管理については、常任理事会、理事会等で報告することにより実施している。また学内グループウェアにより状況を報告・共有している。
4-1-B3	経営情報を正確かつ迅速に教職員等の構成員に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。	常任理事会、理事会、評議員会の審議内容等の教職員への伝達は、学内グループウェア、会議で行っている。これにより、学校法人の経営情報について教職員との共有を図っている。

■ 遵守原則

4-2	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。
-----	--

■重点事項

4-2-1	<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現できることを説明するために、学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時・正確に作成し、監事及び会計監査人の監査結果とともに、財政及び経営の状況について広く社会に存在する幅広いステークホルダーへ開示する。</p>
-------	--

■実施項目

	実施項目	遵守状況
4-2-1-A1	とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を開示する。	収支の均衡状況、資金の積立や資産や負債状況などについて、財務指標の図・表、グラフを用いた説明書料を作成している。
4-2-1-A2	学校法人の「学校法人の継続法人の前提（日本公認会計士協会「学校法人の継続法人の前提に関するQ&A」参照）」に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応に関する情報を理解容易性、明瞭性に留意して開示する。	存続に重要な疑義がある場合には、財務状況や経営改善などを示して情報を開示する。
4-2-1-A3	中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。	中期アクションプランと単年度事業計画は連動しており、運営上の課題や成果は明確化されており、報告を通じて共有されている。

■重点事項

4-2-2	<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。</p>
-------	---

■実施項目

	実施項目	遵守状況
4-2-2-A1	財政運営に関する基本方針を定め、財政基盤の安定化及び強化を図る。	大学運営・財務に関する方針に基づき、毎年度予算編成方針及び財務シミュレーションを作成し、財政基盤の安定化と強化を図っている。
4-2-2-A2	補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。	科研費など研究に関する外部資金を得るため、申請に関する研修会を開催するなど支援を行っている。また、地域振興の企業や行政機関からの受託事業を図るため、社会連携センターを整備している。
4-2-2-A3	社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。	社会連携センターを設置し、外部機関との連携を推進する体制を整備している。
4-2-2-A4	リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。	資金運用規程に運用体制が定められている。また、運用方針は常任理事会で決定される。
4-2-2-B1	寄附行為で定めた収益事業について、財政基盤の安定化及び強化につながるようにする。	収益事業は行っていない。事業会社を設立し、財政基盤の安定化及び強化につながるように体制を整えている。
4-2-2-B2	「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。	寄付募集事業について担当理事をおき、財務課を所管部署として寄付募集活動を行っている。
4-2-2-B3	理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。	収入源の多様化の必要性を認識し、全学的な事業であるとの意識、理解を深化させるよう努めている。
4-2-2-B4	「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来（機能別分化、個性化、多様化やグローバル化）に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。	寄付募集に当たり、事業などの目的毎に募集しており、その事業の内容や伝え方に工夫をしている。さらに共感を得るために改善に取り組んでいく。

4-2-2-B5	補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有（学内広報）、研究シーズや成果の情報公開（学外広報）を推進するための体制を整備する。	補助金を含めた外部資金に関する情報の収集、共有、公開を行っている。補助金の内容により、担当部署は総務課、総合研究所事務室、社会連携センターなどと異なるが、その動向を横断的に共有し、補助金を獲得できるよう改善に取り組んでいる。
4-2-2-B6	教育・研究を目的としたクラウドファンディングの実施、卒業生が提供する商品・サービスを返礼品とした寄附金募集など、多様な寄附金の募集方法に取り組む。	返礼品付きの寄付、遺贈寄付、事業会社寄付など多様な寄付金を受けている。

■重点事項

4-2-3	会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、必要に応じて運用体制を見直し、有効な危機管理体制を拡充する。
-------	---

■実施項目

	実施項目	遵守状況
4-2-3-A1	危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備し、当該システム及び体制が有効に機能するかを定期的に検証し、改善に努める。	危機管理室を設置し、総務課とともに危機への備え、発生に対応できるよう整備している。また、定期的に意見交換を行い、改善に努めている。
4-2-3-A2	管理運営上、不適切な事案が生じた際には、すみやかな情報公開と再発防止が図られる体制を整備する。	事案の内容により、危機管理室、総務課、広報室が中心となり対応する体制をとっている。情報漏洩については「個人情報保護に関する規程」に基づき体制整備されている。
4-2-3-A3	危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応できる体制を整備する。	マニュアルとして「大地震対応マニュアル」「大規模地震に対する心得」「災害時の心得」、事業継続計画として「事業継続計画（BCP）」「感染症拡大防止に係る活動制限方針（BCP）」を策定し、対応している。
4-2-3-A4	情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。	情報システムへのアクセス権限は、雇用区分、部署、職位により適切に設定されている。
4-2-3-A5	情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。	「情報資産に係るセキュリティに関する基本方針」に基づき規程、組織が整備されている。
4-2-3-A6	ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。	「ハラスメント防止に関する指針」に基づき、適切に対応している。
4-2-3-B1	重要なリスクについては理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。	理事長を委員長とする危機管理委員会の体制を整備し、重大なリスクと判断されるときには対策本部を設置する。
4-2-3-B2	危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知するとともに、教職員、学生等への研修、訓練等を実施する。	危機管理規則を整備し、危機（災害、火災、犯罪、感染症、人権侵害の発生その他の重大な事件又は事故等）に備えている。近年は、全学的に地震発生時の安全行動を確認し、避難訓練等を実施している。